## 東京都板橋区防災行政用無線局(基地局、移動局)運用要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区防災行政用無線局管理運用規程(以下「規程」という。) 第10条の規定に基づき、基地局及び移動局の運用について必要な事項を定めることを 目的とする。

(诵信の種類)

第2条 無線通信(以下「通信」という。)の種類は、平常通信及び緊急通信とする。 (通信事項)

- 第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 板橋区地域防災計画に基づく災害対策に関するもの
  - (2) 一般行政事務に関するもの
  - (3) 通信訓練に関するもの
  - (4)機器の保守点検及び電波伝搬の地域性把握調査に関するもの

(通信の原則)

- 第4条 通信を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 必要のない通信を行わないこと。
  - (2) 暗号、隠語を使用せず、出来る限り簡潔な言葉を用いること。
  - (3) 送受信に際しては、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
  - (4) 送受信は正確な方法により行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。
  - (5) 相手局を呼出すときは、他の無線局と通信が行われていないことを確認したうえで送信すること。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運 用を原則とする。

(通信の制限)

第6条総括管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第7条無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

- 第8条 無線局は、他の無線局の運用を阻害しないように運用しなければならない。 (通信の記録)
- 第 9 条 無線従事者及び無線取扱者は、通信を行ったときは、無線業務日誌に必要事項を 記載しなければならない。

(通信方法)

- 第10条 呼出し、応答、通報の送受信は、次によるものとする。
  - (1) 特定の相手局に対する呼出しは、次の事項を順次送信して行う。

ア 相手局の呼出名称2 回イ 「こちらは」1 回ウ 自局の呼出名称2 回エ 「どうぞ」1 回

(2)通信の相手方である無線局を一括して呼出す場合は、次の事項を順次送信して行う。

ア 板橋区各局2 回イ 「こちらは」1 回ウ 自局の呼出名称2 回エ 「どうぞ」1 回

- (3)呼出しに対して応答がないため呼出しを反復するときは、適当な間隔をおいて行う。
- (4)無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、ただちに応答しなければならない。
- (5) 応答は、次の事項を順次送信する。

ア 相手局の呼出名称2 回イ 「こちらは」1 回ウ 自局の呼出名称1 回エ 「どうぞ」1 回

- (6) 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- (7) 自局に対する呼出しを受信したが、呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼出しましたか」を使用してただちに応答しなければならない。
- (8) 通報の送信は、次の事項を順次送信して行う。

ア 相手局の呼出名称1 回イ 「こちらは」1 回ウ 自局の呼出名称1 回エ 通報内容1 回オ 「どうぞ」1 回

(9) 通報を確実に受信したときは、次の事項を順次送信する。

ただし、ア及びイは、省略することができる。

ア 相手局の呼出名称1 回イ 自局の呼出名称1 回ウ 「了解」1 回

## 付則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。